

今年度の改正ポイントも紹介します

今年度の国民健康保険納税通知書を送付します

7月中旬に越生町国民健康保険に加入している世帯の世帯主（納税義務者）へ、平成30年度国民健康保険納税通知書を送付します。

普通徴収の納期 1期…7月31日（火）、2期…8月31日（金）、3期…10月1日（月）、4期…10月31日（水）、5期…11月30日（金）、6期…12月25日（火）、7期…平成31年1月31日（木）、8期…2月28日（木）

特別徴収の納期（加入者全員が65歳以上の世帯の場合）

1期…4月13日（金）、2期…6月15日（金）、3期…8月15日（水）、4期…10月15日（月）、5期…12月14日（金）、6期…平成31年2月15日（金）

※原則世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保以外、年金が年額18万円未満、介護保険料の天引きとの合計が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。年金から天引きとなる方も口座振替へ変更できます。

納付は口座振替が便利

国民健康保険税の納付方法を口座振替にすれば、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年以降も自動的に更新されます。手続きは、通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、次の金融機関の窓口でお申込みください。

金融機関 埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

1. 国民健康保険税課税限度額を改正します

今回の課税限度額の改正は、国で定められている額に合わせるもので、課税限度額を4万円引き上げ、課税限度額の合計額が89万円から93万円になります。国保加入者の医療費は、加入者が負担する国民健康保険税で成り立っていますので、ご理解をお願いいたします。

2. 低所得世帯への軽減制度を拡大します

前年中の世帯の総所得金額の合計が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。国の税制改正に伴い、国保税の軽減判定基準が拡大され、軽減判定所得の算定に用いる1人あたりの加算額が5割軽減は27.5万円（今まで27万円）、2割軽減は50万円（今まで49万円）となりました。

均等割額の軽減措置について

軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割	33万円以下
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下

※軽減措置が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保加入者全員が所得の申告が済んでいる世帯に限ります。

平成30年度の税率

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	58万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	16万円

所得割+均等割=年税額（上限93万円）

国民健康保険税課税限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院などの理由で医療費が高額になる場合、「国民健康

国民健康保険税の計算例

（40代夫婦、子ども2人、給与収入400万円（所得266万円）の場合）



課税標準所得額
=前年総所得金額（266万円）-基礎控除額（33万円）=233万円
所得割額（所得に応じて）
=課税標準所得額×所得割の税率
均等割額（1人あたり）
=均等割額×加入者数

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	233万円×7.4% =172,400円	233万円×1.6% =37,200円	233万円×1.2% =27,900円
均等割額	2万4千円×4人 =96,000円	8千円×4人 =32,000円	1万1千円×2人 =22,000円
計	①268,400円	②69,200円	③49,900円

年税額=①+②+③=387,500円

※介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象

保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが限度額（所得区分によって異なります）までになります。町民課窓口で申請してください。すでに「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日です。引き続き必要な方は、8月以降に印鑑、保険証、有効期限の切れた認定証を持参のうえ、町民課窓口で更新してください。

問 町民課 国保年金担当

☎内線122

後期高齢者医療制度からお知らせ

平成30・31年度の後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに見直し、平成30年度は見直しの年になります。平成30・31年度の医療費の財源に充てるため、次のとおり保険料率が改定されました。

$$\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者} \\ \text{一人当たり} \\ 41,700 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{被保険者の所得} \\ \times 7.86\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(上限)} \\ 62 \text{万円} \end{array}$$

(参考) 平成28・29年度

均等割額：42,070円 所得割額：8.34% 限度額：57万円

低所得者への軽減制度が拡大されました

保険料均等割額の軽減(5割・2割)の適用範囲が拡大されました。

※保険料の計算方法や保険料改定の詳しい内容は、納付書に同封する「お知らせ」や町ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。そのため、8月1日からご使用いただく新しい保険証を7月中旬に「簡易書留」で送付します。新しい保険証の記載内容を確認して、8月1日からご使用ください。有効期限が切れている古い保険証は使用できません。



問 町民課 国保年金担当
TEL 内線 126

農地を貸したい人・借りたい人必見

農地バンク制度を始めます

この制度は遊休農地や所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、越生町農業委員会の仲介により借り手の方へ紹介して利用していただくものです。

貸し手となる方 ○後継者不足等の理由で経営規模を縮小したいと考えている方
○高齢化等の理由で耕作が困難となり、農地が耕作放棄地になる可能性のある方
※抵当権が設定されている等

の農地は登録できません。

借り手となる方 ○町内で新規就農を希望する方

○農地を借り、経営規模を拡大したいと考える方

※農地バンク制度の趣旨を理解し、農業を継続していく意思のある方に限ります。

※詳細については農業委員会事務局設置またはホームページ掲載の実施要綱をご確認ください。

問 越生町農業委員会

TEL 内線 141

平成30年第4回越生町農業委員会定例総会において

農地売買等の基準「下限面積」を引き下げました

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等をする場合、農地法に基づく農業委員会の許可が必要です。許可基準のひとつに「農地の権利取得後の耕作面積が原則として北海道では2ヘクタール、都府県では50アール以上になること」という規定があります。これを

「下限面積」といいます。下限面積は地域の実情に応じて農業委員会の判断で「別段の面積」を定めることができます。

越生町農業委員会では、別段の面積を30アールと定めていましたが、平成30年第4回越生町農業委員会定例総会で次の通り引き下げました。

下限面積(別段の面積) 15アール

設定の理由 農地台帳において、町内の農家で15アール未満の農家が全農家数の4割を超えているため。

施行日 平成30年7月1日

問 越生町農業委員会

TEL 内線 141

